

答 申 書
(答申第7号)
平成17年11月10日

1 審査会の結論

〇〇市〇〇〇-〇、〇-〇に係る地籍調査に関する地籍調査作業規程準則第6条による調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、〇〇市〇〇〇-〇、〇-〇に係る地籍調査に関する地籍調査作業規程準則(以下「準則」という。)第6条による調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録(以下「本件文書」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、本件文書は作成しておらず、現に取得していないことを理由として北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)をした。

異議申立人は、本件処分が違法不当なものとして、その処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性(公文書の該当性)について

ア 実施機関は、当該地籍調査の実施主体が〇〇市であること、本件文書は、準則に基づき実施主体が保管することから、道として作成しておらず、また〇〇市からも取得していないことから現に管理していない旨主張する。

そこで、本件文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書」なのかどうか、また、「実施機関が管理している文書」であるかどうかについて判断することとする。

イ 準則は国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「法」という。)第3条第2項において、「国土調査の作業規程の準則は、国土交通省令で定める。」と規定されているものであり、地籍調査に関する具体的な作業内容や作業手順等が定められたものである。

なお、準則第6条では、「地籍調査を行う者は、調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならない。」と規定されている。

ウ 実施機関は、本件文書は、準則第6条に規定されているとおり、実施主体である〇〇市が保管すべきものであり、更に準則の逐条解説において、本件文書は法第21条第2項でいう国土調査の成果でないとされていることから、実施機関が保管すべきものではないと説明する。

また、実施機関が保管すべき「成果」とは、実施主体が、地籍調査の結果に基づいて作成し、かつ、法第17条の規定による手続きが終了し、認証の請求のため、送付された地図及び簿冊であり、それは地籍図及び地籍簿であるとし、都道府県が

法令等により保管することとされている書類は、〇〇市が行った地籍調査の成果について、〇〇市から実施機関に対して認証の請求がなされ、実施機関はそれを認証し、その認証の成果である地籍図及び地籍簿であると説明する。

エ 関係規程

法第17条第1項において、「国土調査を行った者は、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該調査を行った者の事務所（地籍調査にあつては、当該調査が行われた市町村の事務所）において、その公告日から20日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。」とされ、同条第2項及び第3項で一般の閲覧に供された地図及び簿冊に対し、誤り等訂正を申し出ることができ、申出があつた場合において、その申出に係る事実があると認めるときは、地籍調査を行った者は、当該地図及び簿冊を修正する旨規定されている。

また、準則第89条第1項において「原図及び地籍簿案について、法第17条の規定による手続きが終了したときは、それぞれを地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。」と規定されている。

法第18条において、「前条第1項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に同条第2項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めた場合又は同条第3項の規定により修正を行った場合においては、当該地図及び簿冊に係る国土調査を行った者は、それぞれ、国の機関及び第5条第4項の規定による指定を受け又は第6条の3第2項の規定により定められた事業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあつては国土交通大臣に、第8条第1項の勧告に基づいて国土調査を行う者にあつては、事業所管大臣に、その他にあつては都道府県知事に、遅滞なく、その地図及び簿冊を送付しなければならない。」と規定されている。

法第19条第1項において、「国土調査を行った者は、前条の規定により送付した地図及び簿冊（以下「成果」という。）について、それぞれ、国の機関及び第5条第4項の規定による指定を受け又は第6条の3第2項の規定により定められた事業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあつては国土交通大臣に、第8条第1項の勧告に基づいて国土調査を行う者にあつては事業所管大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。」と規定されている。

法第21条第1項において、「国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、第19条第2項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、その成果の写しを、それぞれ当該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならない。」とされ、同条第2項において、「都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の写を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。」と規定されている。

オ 実施機関は、〇〇市長から北海道知事に提出された本件開示請求の〇〇市〇〇〇-〇、〇-〇に係る地籍調査の成果の認証請求書（昭和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号）の写しを当審査会に提示した。

当該文書には、地籍図、地籍簿のほかに添付書類として成果目録、地籍調査工程検査成績証明書、地籍調査前後の地目別筆数面積変動表、誤等訂正申立事件処理概要書、地籍図根点成果簿写、地籍図根点網図写、地籍図一覧図、認証の承認申請区域図及び成果の明細表が添付されている旨が記載されており、本件文書と認められるものの記載がないので、当該文書の記載事項からは、実施機関が〇〇市から本件文書を取得した事実は認められなかった。

なお、実施機関によると認証の成果である地籍図及び地籍簿は、「国土調査事業事務取扱要領」（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）により、当該調査を実施した市町村に委託して保管させることが適当であるとされており、本件地籍図及び地籍簿については、実施主体である〇〇市に保管を委託しているとのことである。

また、認証請求書の添付書類は、実施機関が地籍調査の成果の内容を審査、確認するための資料として求めているものであり、成果の精度、正確さを根拠づけるものであるが、認証を行った後は、大冊のため認証請求書と分離し、資料として扱っていたため、既に廃棄されているとのことであった。

以上のとおり、法及び準則の規定や審査会に提示された認証請求書の写しの記載事項からすると、実施機関が本件文書を作成し、又は取得しておらず、したがってまた管理もしていないことが認められる。

よって、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号 4）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書不存在通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成17年 7 月 5 日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成17年 8 月 25 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成17年 9 月 16 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成17年 10 月 21 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成17年 10 月 31 日 （第 5 回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成17年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申